

【ABC 消費者情報 Vol. 81】

◎高齢者を狙った“点検商法”にご注意を！

「点検に来ました」と訪問して、「老朽化しているので補修したほうがよい」などと言って高額の商品やサービスを契約させる“点検商法”に関する相談が寄せられています。特に、高齢者の方からの相談が多く見られます。

■相談事例

- 排水管点検に来た業者が、清掃しないと排水管が詰まって高額の修理費が必要になるとしつこく勧めてきた。
- 高齢者宅に雨どいの清掃をすると訪問してきた業者が、清掃作業後、屋根の塗装を勧め、さらに高額の契約をした。

■アドバイス

- 訪問販売で契約したときは、工事等が終わっていても、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。8日を過ぎていても契約を解除できる場合もありますので、あきらめないでご相談ください。
- 突然、見ず知らずの業者が「点検に来た」と訪問したときは、点検商法の可能性もありますので、ドアを開けるのは慎重にしましょう。
- その場で契約や支払いはせずに、複数の業者から見積もりをとるなど、工事の内容や金額をよく確認しましょう。また、支払いを急がせる業者には気を付けましょう。
- トラブルにあっている人の多くが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。
- 不安に感じる事があれば、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■バックナンバーはこちら

(携帯版) http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

(スマホ・PC版)

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/_33772/abckback.html

配信停止はこちら

%url/https:ath:stop%

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611